

東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月23日

東大和市長 和地 仁美

東大和市規則第56号

東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2第2項ただし書」を「第2条の2第1項第2号及び第3号並びに第2項ただし書」に、「まで及び」を「まで並びに」に改める。

第7条の4中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。